

東京都介護員養成研修事業者指定要領新旧対照表

改正後	現行
東京都介護員養成研修事業者指定要領	東京都介護員養成研修事業者指定要領
2 4 福保生地第 8 2 7 号 平成 2 4 年 1 0 月 1 7 日 一部改正 2 7 福保生地第 9 7 7 号 平成 2 8 年 1 月 2 5 日 一部改正 3 0 福保生地第 9 7 9 号 平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日 一部改正 2 福保生地第 1 4 7 9 号 令和 3 年 3 月 1 日	2 4 福保生地第 8 2 7 号 平成 2 4 年 1 0 月 1 7 日 一部改正 2 7 福保生地第 9 7 7 号 平成 2 8 年 1 月 2 5 日 一部改正 3 0 福保生地第 9 7 9 号 平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日
1 及び 2 （現行のとおり）	1 及び 2 （略）
3 研修事業者指定の申請 （1）事業者の指定を受けようとする者は、受講者の募集を開始しようとする日の 2 か月前までに、必要事項を記載した「東京都介護員養成研修事業者指定申請書」（別記第 1 号様式）に下記の必要書類を添付して知事に申請しなければならない。 なお、事業者指定申請時には、同時に研修事業指定申請を行うことが必要であるため、受講者の募集を開始する日の 2 か月前までに事業者指定申請と併せて申請すること。 ア 学則 学則別紙として下記書類を添付すること。ただし、(エ)に関しては、介護職員初任者研修課程において実習を行わない場合は不要とする。 (ア)から (エ) まで （現行のとおり） (2) から (4) まで （現行のとおり）	3 研修事業者指定の申請 （1）事業者の指定を受けようとする者は、受講者の募集を開始しようとする日の 2 か月前までに、必要事項を記載した「東京都介護員養成研修事業者指定申請書」（別記第 1 号様式）に下記の必要書類を添付して知事に申請しなければならない。 なお、事業者指定申請時には、同時に研修事業指定申請を行うことが必要であるため、受講者の募集を開始する日の 2 か月前までに事業者指定申請と併せて申請すること。 ア 学則 学則別紙として下記書類を添付すること。ただし、(エ)に関しては、介護職員初任者研修課程において実習を行わない場合は不要とする。 (ア)から (エ) まで （略） (2) から (4) まで （略）
4 から 9 まで （現行のとおり）	4 から 9 まで （略）
1 0 実習施設 実習を行う場合、実習施設は、原則として次の要件を満たす施設等とする。 (1) 実習指導者（実習受入担当者）が確保されていること。 (2) 実習先として認められる施設等の範囲については、別表 2 「介護員養成研修実習先一覧」に定めるところによる。	1 0 実習施設 (1) 実習を行う場合、実習施設は、原則として下記の要件を満たす施設等とする。 ア 研修事業指定申請時点で開設から 1 年以上経過していること。 イ 実習指導者（実習受入担当者）が確保されていること。 (2) 実習先として認められる施設等の範囲については、別表 2 「介護員養成研修実習先一覧」に定めるところによる。 なお、生活援助従事者研修課程の「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」の「（6）移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」内の移動・移乗に関連した実習における実習先の範囲は、別表 2 「介護員養成研修実習先一覧」の（1）、（2）及び（3）とする。
1 1 及び 1 2 （現行のとおり）	1 1 及び 1 2 （略）

改正後	現行
1 3 実績報告 事業者は、各研修修了後 1 か月以内に「東京都介護員養成研修事業実績報告書」（別記第 6 号様式）に（１）を添付して知事に報告するものとする。ただし、補講者分の実績報告については、補講修了後 1 か月以内に「東京都介護員養成研修事業実績報告書（補講者分）」（別記第 6 号の 2 様式）に（１）を添付して知事に報告するものとする。 なお、（２）から（５）については、知事が別途提出を求めた場合に提出することとし、実績報告時の提出は不要とする。 また、（２）については、事業者作成の任意様式において指定を受けた研修回ごとの講師の出講を確認することができる場合、（２）によらず当該任意様式に代えることができるものとし、（３）については、実習を行った場合のみ作成するものとする。 （１）修了者名簿（別記第 6 号の 3 様式） （２）研修講師の出講確認書（別記第 6 号の 4 様式） （３）実習修了確認書（別記第 6 号の 5 様式） （４）研修の質を向上させるための取組が確認できるもの ア 研修生満足度調査情報（アンケート等を集約したもの） イ 事業者又は事業所の研修実施後の自己評価 （５）修了証明書及び修了証明書（携帯用）の写し（１名分） 1 4 及び 1 5 （現行のとおり） 1 6 調査及び指導等 （１）（現行のとおり） （２）知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を求めることができる。 （３）（現行のとおり） 1 7 指定の取消し （１）知事は、４に基づき事業者の指定を受けた者が、次の事項のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。 ア ２に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。 イ 研修事業の指定を受けずに研修の募集及び研修を行ったとき。 ウ 事業者指定申請、研修事業指定申請、実績報告等において虚偽の申請、報告又は届出等を行ったとき。 エ 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。 オ 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。 カ その他指定事業者として不適切と判断されるとき。 （削除） （２）及び（３）（現行のとおり） 1 8 聴聞の機会 知事は、１７の指定の取消しを行う場合は、指定事業者に対して聴聞を行うものとする。	1 3 実績報告 事業者は、各研修修了後 1 か月以内に「東京都介護員養成研修事業実績報告書」（別記第 6 号様式）に（１）から（５）までの書類を添付して知事に報告するものとする。ただし、補講者分の実績報告については、補講修了後 1 か月以内に「東京都介護員養成研修事業実績報告書（補講者分）」（別記第 6 号の 2 様式）に（１）及び（３）の書類を添付して知事に報告するものとする。 なお、（２）については、指定を受けた研修日程表（別記第 3 号の 2 様式）または通学研修分日程表（別記第 3 号の 4 様式）に講師が出講の都度押印したものに代えることができる。 また、（３）については、実習を行った場合のみ添付するものとする。 （１）修了者名簿（別記第 6 号の 3 様式） （２）研修講師の出講確認書（別記第 6 号の 4 様式） （３）実習修了確認書（別記第 6 号の 5 様式） （４）研修の質を向上させるための取組が確認できるもの ア 研修生満足度調査情報（アンケート等を集約したもの） イ 事業者又は事業所の研修実施後の自己評価 （５）修了証明書及び修了証明書（携帯用）の写し（１名分） 1 4 及び 1 5 （略） 1 6 調査及び指導等 （１）（略） （２）知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。 （３）（略） 1 7 指定の取消し （１）知事は、４に基づき事業者の指定を受けた者が、次の事項のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。 ア ２に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。 イ 研修事業の指定を受けずに研修の募集及び研修を行ったとき。 ウ 事業者指定申請、研修事業指定申請、実績報告等において虚偽の申請、報告又は届出等を行ったとき。 エ 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。 オ 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。 カ 1 6 に定める調査に応じないとき又は改善指導に従わないとき。 キ その他指定事業者として不適切と判断されるとき。 （２）及び（３）（略） 1 8 聴聞の機会 知事は、1 6 の（２）研修事業の中止を命ずる場合及び1 7 の指定の取消しを行う場合は、指定事業者に対

改正後	現行
1 9 関係書類の保存 (1) から (5) (現行のとおり) 2 0 (現行のとおり) 附 則 この要領は、平成 2 4 年 1 0 月 1 7 日から施行する。ただし、介護職員初任者研修の実施は、平成 2 5 年 4 月 1 日からとする。 附 則 この要領は、平成 2 5 年 3 月 2 9 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 2 8 年 1 月 2 5 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日から施行する。 附 則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。	して聴聞を行うものとする。 1 9 関係書類の保存 (1) から (5) (略) 2 0 (略) 附 則 この要領は、平成 2 4 年 1 0 月 1 7 日から施行する。 ただし、介護職員初任者研修の実施は平成 2 5 年 4 月 1 日からとする。 附 則 この要領は、平成 2 5 年 3 月 2 9 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 2 8 年 1 月 2 5 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日から施行する。

改正後

別表 1

介護員養成研修 講師要件一覧

項目	科目	講師の要件	求められる能力 (注2)
1 職務の理解	(1) 多様なサービスの理解	当該科目に関連した実務経験を有する以下の者とする。 ①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 (注1)	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識 ○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○介護に関わる専門職種の職務内容の知識 ○介護業務に関する実務経験
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解		
2 介護における尊厳の保持・自立支援	(1) 人権と尊厳を支える介護	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧社会福祉士（(1) 人権と尊厳を支える介護のみ） ⑨その他 (注1)	○尊厳を支えるケアや生活支援の在り方等の知識 ○虐待防止、権利擁護、成年後見人制度等の知識 ○自立支援や重度化防止の視点に立脚した介護方法論
	(2) 自立に向けた介護		
3 介護の基本	(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ⑥介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他 (注1)	○介護職の業務内容に関する知識 ○チームケアに関する知識 ○介護職の職業人としての倫理・自己管理の知識 ○介護サービスに伴うリスクマネジメントに関する知識 ○介護職の健康管理に関する知識
	(2) 介護職の職業倫理		
	(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント		
	(4) 介護職の安全		

現行

別表 1

介護員養成研修 講師要件一覧

項目	科目	講師の要件	求められる能力 (注2)
1 職務の理解	(1) 多様なサービスの理解	当該科目に関連した実務経験を有する以下の者とする。 ①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥当該社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 (注1)	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識 ○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○介護に関わる専門職種の職務内容の知識 ○介護業務に関する実務経験
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解		
2 介護における尊厳の保持・自立支援	(1) 人権と尊厳を支える介護	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧社会福祉士（(1) 人権と尊厳を支える介護のみ） ⑨その他 (注1)	○尊厳を支えるケアや生活支援の在り方等の知識 ○虐待防止、権利擁護、成年後見人制度等の知識 ○自立支援や重度化防止の視点に立脚した介護方法論
	(2) 自立に向けた介護		
3 介護の基本	(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤当該社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ⑥介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他 (注1)	○介護職の業務内容に関する知識 ○チームケアに関する知識 ○介護職の職業人としての倫理・自己管理の知識 ○介護サービスに伴うリスクマネジメントに関する知識 ○介護職の健康管理に関する知識
	(2) 介護職の職業倫理		
	(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント		
	(4) 介護職の安全		

改正後					現行				
	項目	科目	講師の要件	求められる能力 (注2)		項目	科目	講師の要件	求められる能力 (注2)
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携		(1) 介護保険制度	①社会福祉士 ②社会福祉施設に勤務する職員 〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ③当該科目を担当する現職の行政職員 ④介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑤その他 (注1)	○各法に関する知識及び制度とサービスについての詳細な知識 ○特に、介護保険法、障害者総合支援法を中心とした最近の動向(制度とサービスに関する歴史を含む。)及びサービス利用に関する知識 ○各地域の制度・サービス現状の知識	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携		(1) 介護保険制度	①社会福祉士 ②当該社会福祉施設に勤務する職員 〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ③当該科目を担当する現職の行政職員 ④介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑤その他 (注1)	○各法に関する知識及び制度とサービスについての詳細な知識 ○特に、介護保険法、障害者総合支援法を中心とした最近の動向(制度とサービスに関する歴史を含む。)及びサービス利用に関する知識 ○各地域の制度・サービス現状の知識
		(2) 障害福祉制度及びその他制度					(2) 障害福祉制度及びその他制度		
		(3) 医療との連携とリハビリテーション	①理学療法士 ②作業療法士 ③言語聴覚士 ④リハビリテーションを専門とする医師 ⑤訪問診療を行っている医師 ⑥介護・福祉・リハビリ系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑦その他 (注1)	○リハビリテーション医療の知識 ○医療・看護と連携した介護方法論 ○リハビリテーションの地域連携に関する知識			(3) 医療との連携とリハビリテーション	①理学療法士 ②作業療法士 ③言語聴覚士 ④リハビリテーションを専門とする医師 ⑤訪問診療を行っている医師 ⑥介護・福祉・リハビリ系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑦その他 (注1)	○リハビリテーション医療の知識 ○医療・看護と連携した介護方法論 ○リハビリテーションの地域連携に関する知識
5 介護におけるコミュニケーション技術		(1) 介護におけるコミュニケーション	当該科目に関連した実務経験を有する以下の者とする。 ①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他 (注1)	○コミュニケーション技術に関する知識 ○高齢者、障害者（児）の心理に関する知識 ○介護に関わる専門職種の職務内容の知識 ○チームケアに関する知識 ○介護業務に関する実務経験	5 介護におけるコミュニケーション技術		(1) 介護におけるコミュニケーション	当該科目に関連した実務経験を有する以下の者とする。 ①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他 (注1)	○コミュニケーション技術に関する知識 ○高齢者、障害者（児）の心理に関する知識 ○介護に関わる専門職種の職務内容の知識 ○チームケアに関する知識 ○介護業務に関する実務経験
		(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	当該科目に関連した実務経験を有する以下の者とする。 ①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥介護支援専門員 ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他 (注1)				(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	当該科目に関連した実務経験を有する以下の者とする。 ①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥介護支援専門員 ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他 (注1)	

改正後					現行				
	項目	科目	講師の要件	求められる能力 (注2)		項目	科目	講師の要件	求められる能力 (注2)
6 老化の理解		(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥医師 ⑦介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他 (注1)	○加齢と老化に伴う心身の変化、障害、疾病に関する知識 ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識 ○高齢者の心理に関する知識		6 老化の理解	(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥医師 ⑦介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他 (注1)	○加齢と老化に伴う心身の変化、障害、疾病に関する知識 ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識 ○高齢者の心理に関する知識
		(2) 高齢者と健康	①医師 ②看護師、保健師 ③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他 (注1)				(2) 高齢者と健康	①医師 ②看護師、保健師 ③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他 (注1)	
7 認知症の理解		(1) 認知症を取り巻く状況	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 ⑦認知症介護実践者研修修了者 ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 (注1)	○認知症の病理・行動の知識 ○認知症利用者への介護の原則の知識 ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識 ○認知症を持つ利用者の心理に関する知識 ○認知症を持つ利用者の家族の生活実態と心理に関する知識		7 認知症の理解	(1) 認知症を取り巻く状況	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 ⑦認知症介護実践者研修修了者 ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 (注1)	○認知症の病理・行動の知識 ○認知症利用者への介護の原則の知識 ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識 ○認知症を持つ利用者の心理に関する知識 ○認知症を持つ利用者の家族の生活実態と心理に関する知識
		(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	①医師 ②看護師、保健師 ③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他 (注1)				(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	①医師 ②看護師、保健師 ③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他 (注1)	
		(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士				(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士	
		(4) 家族への支援	⑦認知症介護実践者研修修了者 ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 (注1)				(4) 家族への支援	⑦認知症介護実践者研修修了者 ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 (注1)	

改正後					現行				
8 障害の理解	項目	科目	講師の要件	求められる能力 ^(注2)	8 障害の理解	項目	科目	講師の要件	求められる能力 ^(注2)
		(1) 障害の基礎的理解	①医師 ②看護師、保健師 ③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他 ^(注1)	○介護における障害の概念と I C F の知識 ○障害者福祉に関する知識 ○高齢者の介護との違いを踏まえた障害に関する知識 ○生活者支援の視点に立脚した介護方法論の知識			(1) 障害の基礎的理解	①医師 ②看護師、保健師 ③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他 ^(注1)	○介護における障害の概念と I C F の知識 ○障害者福祉に関する知識 ○高齢者の介護との違いを踏まえた障害に関する知識 ○生活者支援の視点に立脚した介護方法論の知識
		(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識					(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識		
9 こころとからだのしくみと生活支援技術 ^(注3)		(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	①介護福祉士 ②社会福祉士 ③介護職員基礎研修課程修了者 ④実務者研修修了者 ⑤訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑥介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している臨床心理士、精神保健福祉士 ⑧介護・福祉・医学（心理系を含む）・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目又は当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 ^(注1)	○家族の生活実態と心理に関する知識			(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	①介護福祉士 ②社会福祉士 ③介護職員基礎研修課程修了者 ④実務者研修修了者 ⑤訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑥介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している臨床心理士、精神保健福祉士 ⑧介護・福祉・医学（心理系を含む）・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目又は当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 ^(注1)	○家族の生活実態と心理に関する知識
		(1) 介護の基本的な考え方	当該科目に関連した実務経験を3年以上有する以下の者とする。	○演習を指導する技術 ○介護業務に関する実務経験 ○生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○心身機能の低下に沿った自立支援の視点に立脚した介護技術 ○自らの介護事例 ○障害・疾病に関する知識 ○介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識 ○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○家事援助の機能と基本原則の知識 ○住宅及び住宅改造に関する知識 ○福祉用具に関する最新の知識及び技術 ○栄養・調理・被服等家政に関する知識 ○ターミナルケアに関する知識 ○介護業務に関する実務経験	9 こころとからだのしくみと生活支援技術 ^(注3)		(1) 介護の基本的な考え方	当該科目に関連した実務経験を3年以上有する以下の者とする。	○演習を指導する技術 ○介護業務に関する実務経験 ○生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○心身機能の低下に沿った自立支援の視点に立脚した介護技術 ○自らの介護事例 ○障害・疾病に関する知識 ○介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識 ○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○家事援助の機能と基本原則の知識 ○住宅及び住宅改造に関する知識 ○福祉用具に関する最新の知識及び技術 ○栄養・調理・被服等家政に関する知識 ○ターミナルケアに関する知識 ○介護業務に関する実務経験
		(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師				(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師	
		(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	⑥介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目又は当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑦作業療法士、医師、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員（「快適な居住環境整備と介護」のみ） ⑧理学療法士（「快適な居住環境整備と介護」及び「移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」のみ） ⑨栄養士（「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」の中の食事及び栄養に関する分野のみ） ⑩歯科医師、歯科衛生士（「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」の中の口腔ケアに関する分野のみ） ⑪その他 ^(注1)				(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	⑥介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目又は当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑦作業療法士、医師、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員（「快適な居住環境整備と介護」のみ） ⑧理学療法士（「快適な居住環境整備と介護」及び「移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」のみ） ⑨栄養士（「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」の中の食事及び栄養に関する分野のみ） ⑩歯科医師、歯科衛生士（「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」の中の口腔ケアに関する分野のみ） ⑪その他 ^(注1)	
		(4) 生活と家事					(4) 生活と家事		
		(5) 快適な居住環境整備と介護					(5) 快適な居住環境整備と介護		
		初任者(6) 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護					初任者(6) 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護		
		初任者(7)、生活(6) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護					初任者(7)、生活(6) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護		
		初任者(8)、生活(7) 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護					初任者(8)、生活(7) 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護		

改正後				現行			
項目	科目	講師の要件	求められる能力 ^{（注2）}	項目	科目	講師の要件	求められる能力 ^{（注2）}
9 こころとからだのしくみと生活支援技術 ^{（注3）}	初任者(9) 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	（前頁に記載）	（前頁に記載）	9 こころとからだのしくみと生活支援技術 ^{（注3）}	初任者(9) 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	（前頁に記載）	（前頁に記載）
	初任者(10) 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護				初任者(10) 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
	初任者(11)、生活(8) 睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護				初任者(11)、生活(8) 睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
	初任者(12)、生活(9) 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護				初任者(12)、生活(9) 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護		
	初任者(13)、生活(10) 介護過程の基礎的理解				初任者(13)、生活(10) 介護過程の基礎的理解		
	初任者(14) 総合生活支援技術演習				初任者(14) 総合生活支援技術演習		
10 振り返り	(1) 振り返り	当該科目に関連した実務経験を有する以下の者とする。 ①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 ^{（注1）}	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識 ○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○介護業務に関する実務経験	10 振り返り	(1) 振り返り	当該科目に関連した実務経験を有する以下の者とする。 ①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥当該社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 ^{（注1）}	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識 ○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○介護業務に関する実務経験
	(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修				(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修		

（注1）原則として、講師は「講師の要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他」の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。

（注2）「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対し的確に応答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

（注3）項目9において、介護職員初任者研修課程と生活援助従事者研修課程の科目番号が異なるものについては、前者を「初任者」、後者を「生活」として示している。

項目	科目	講師の要件	求められる能力 ^{（注2）}
9 こころとからだのしくみと生活支援技術 ^{（注3）}	初任者(9) 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	（前頁に記載）	（前頁に記載）
	初任者(10) 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
	初任者(11)、生活(8) 睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
	初任者(12)、生活(9) 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護		
	初任者(13)、生活(10) 介護過程の基礎的理解		
	初任者(14) 総合生活支援技術演習		
10 振り返り	(1) 振り返り	当該科目に関連した実務経験を有する以下の者とする。 ①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥当該社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 ^{（注1）}	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識 ○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○介護業務に関する実務経験
	(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修		

（注1）原則として、講師は「講師の要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他」の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。

（注2）「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対し的確に応答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

（注3）項目9において、介護職員初任者研修課程と生活援助従事者研修課程の科目番号が異なるものについては、前者を「初任者」、後者を「生活」として示している。

改正後

現行

別表 2

介護員養成研修実習先一覧

介護員養成研修の実習先については、都道府県知事等が指定又は許可をした、以下に該当する施設等とする。

【介護保険法】

- 指定居宅サービス事業所
- 指定地域密着型サービス事業所
- 介護保険施設
- 指定介護予防サービス事業所
- 指定地域密着型介護予防サービス事業所
- 指定介護予防支援事業所

【老人保健法】

- 老人福祉施設

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

- 指定障害福祉サービス事業所
- 指定障害者支援施設

【身体障害者福祉法】

- 身体障害者社会参加支援施設

【児童福祉法】

- 障害児通所支援を行う施設等
- 障害児入所施設

別表 2

介護員養成研修実習先一覧

(1) 介護実習

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 介護療養型医療施設
- 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
- 特定施設入居者生活介護事業所（「入居時要介護」と表示された介護付有料老人ホーム、軽費老人ホーム等、なお地域密着型を含む。）
- 短期入所生活介護事業所
- 短期入所療養介護事業所
- 障害者支援施設
- （福祉型・医療型）障害児入所施設

(2) ホームヘルプサービス同行訪問

- 訪問介護事業所・第1号訪問事業所
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - 夜間対応型訪問介護事業所
 - 居宅介護事業所・重度訪問介護事業所
- <内容>
訪問介護事業所等に従事する訪問介護員等とともに利用者宅を訪問し、介護等の実習を行う。

(3) 在宅サービス提供現場見学

- 通所介護事業所・第1号通所事業所
- 通所リハビリテーション事業所・介護予防通所リハビリテーション事業所
- 訪問看護事業所（ステーションを含む）・介護予防訪問看護事業所（ステーション含む）
- 訪問入浴介護事業所・介護予防訪問入浴介護事業所
- 訪問リハビリテーション事業所・介護予防訪問リハビリテーション事業所
- 居宅療養管理指導事業所・介護予防居宅療養管理指導事業所
- 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所
- 小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 地域包括支援センター
- 老人（在宅）介護支援センター
- 生活介護、自立訓練（生活訓練、機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）
- （福祉型、医療型）児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
- 身体障害者福祉センターB型

注 生活援助従事者研修課程の「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」の「(6) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」内の移動・移乗に関連した実習における実習先の範囲は、上記の(1)、(2)及び(3)とする。

改正後	現行
別記第 1 号様式 東京都介護員養成研修事業者指定申請書 年 月 日 東京都知事 殿 所在地 事業者名 代表者職氏名 東京都介護員養成研修事業実施要綱 1 1 に基づく東京都介護員養成研修事業者指定要領 3 により 東京都介護員養成研修事業者の指定を受けたいので、下記により必要書類を添付して申請します。 記 1 課程及び形式 課程（通学・通信） 2 募集開始予定年月日 年 月 日 3 研修開始予定年月日 年 月 日 4 養成規模 年度 名 予定 5 必要書類 別添のとおり	別記第 1 号様式 東京都介護員養成研修事業者指定申請書 年 月 日 東京都知事 殿 所在地 事業者名 代表者職氏名 <u>（代表者印）</u> 東京都介護員養成研修事業実施要綱 1 1 に基づく東京都介護員養成研修事業者指定要領 3 により東京都介護員養成研修事業者の指定を受けたいので、下記により必要書類を添付して申 請します。 記 1 課程及び形式 課程（通学・通信） 2 募集開始予定年月日 年 月 日 3 研修開始予定年月日 年 月 日 4 養成規模 年度 名 予定 5 必要書類 別添のとおり

別記第 1 号の 2 様式（介護職員初任者研修課程関係）

研修カリキュラム表（介護職員初任者研修課程 通学・通信）

事業者名：

※実施方法については、「実施要綱」別紙 3「各項目の到達目標、評価、内容」を網羅した内容とすること。

研修カリキュラム（実施要綱別紙 1）		実施計画			
講義・演習（実習）		カリキュラム名・時間数		実施内容	
1 職務の理解	6 時間	時間		1 職務の理解	
		通学	通信	合計	
(1) 多様なサービスの理解					(1)
(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解					(2)
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間	時間		2 介護における尊厳の保持・自立支援	
		通学	通信	合計	
(1) 人権と尊厳を支える介護					(1)
(2) 自立に向けた介護					(2)
3 介護の基本	6 時間	時間		3 介護の基本	
		通学	通信	合計	
(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携					(1)
(2) 介護職の職業倫理					(2)
(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント					(3)
(4) 介護職の安全					(4)

別記第 1 号の 2 様式（介護職員初任者研修課程関係）

研修カリキュラム表（介護職員初任者研修課程 通学・通信）

事業者名：

※実施方法については、「実施要綱」別紙 3「各項目の到達目標、評価、内容」を網羅した内容とすること。

研修カリキュラム（実施要綱別紙 1）		実施計画			
講義・演習（実習）		カリキュラム名・時間数		実施内容	
1 職務の理解	6 時間	時間		1 職務の理解	
(1) 多様なサービスの理解					(1)
(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解					(2)
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間	時間		2 介護における尊厳の保持・自立支援	
(1) 人権と尊厳を支える介護					(1)
(2) 自立に向けた介護					(2)
3 介護の基本	6 時間	時間		3 介護の基本	
(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携					(1)
(2) 介護職の職業倫理					(2)
(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント					(3)
(4) 介護職の安全					(4)

別記第 1 号の 2 様式（介護職員初任者研修課程関係）

4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携		9 時間
	(1) 介護保険制度		
	(2) 障害福祉制度及びその他制度		
	(3) 医療との連携とリハビリテーション		
5	介護におけるコミュニケーション技術		6 時間
	(1) 介護におけるコミュニケーション		
	(2) 介護におけるチームのコミュニケーション		
	6 老化の理解		6 時間
6	(1) 老化に伴うところからの変化と日常		
	(2) 高齢者と健康		
	7 認知症の理解		6 時間
	(1) 認知症を取り巻く状況		
7	医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理		
	(2) 認知症に伴うところからの変化と日常生活		
	(4) 家族への支援		

4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携		時間	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携
			合計	
	(1) 同左			
	(2) 同左			
5	介護におけるコミュニケーション技術		時間	5 介護におけるコミュニケーション技術
			合計	
	(1) 同左			
	(2) 同左			
6	老化の理解		時間	6 老化の理解
			合計	
	(1) 同左			
	(2) 同左			
7	認知症の理解		時間	7 認知症の理解
			合計	
	(1) 同左			
	(2) 同左			

改正後

別記第 1 号の 2 様式（介護職員初任者研修課程関係）

4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携		9 時間
	(1) 介護保険制度		
	(2) 障害福祉制度及びその他制度		
	(3) 医療との連携とリハビリテーション		
5	介護におけるコミュニケーション技術		6 時間
	(1) 介護におけるコミュニケーション		
	(2) 介護におけるチームのコミュニケーション		
	6 老化の理解		6 時間
6	(1) 老化に伴うところからの変化と日常生活		
	(2) 高齢者と健康		
	7 認知症の理解		6 時間
	(1) 認知症を取り巻く状況		
7	医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理		
	(2) 認知症に伴うところからの変化と日常生活		
	(4) 家族への支援		

4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携		時間	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携
	(1)		(1)	
	(2)		(2)	
5	介護におけるコミュニケーション技術		時間	5 介護におけるコミュニケーション技術
	(1)		(1)	
	(2)		(2)	
6	老化の理解		時間	6 老化の理解
	(1)		(1)	
	(2)		(2)	
7	認知症の理解		時間	7 認知症の理解
	(1)		(1)	
	(2)		(2)	

現行

8 障害の理解		3 時間
(1) 障害の基礎的理解		
(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識		
(3) 家族の心理、かかわり支援の理解		
9 ころとからのだのしくみと生活支援技術	75 時間	
ア 基本知識の学習	10～13時間	
(1) 介護の基本的な考え方		
(2) 介護に関するころのしくみの基礎的理解		
(3) 介護に関するからのだのしくみの基礎的理解		
イ 生活支援技術の講義・演習	50～55時間	
(4) 生活と家事		
(5) 快適な居住環境整備と介護		
(6) 整容に関連したころとからのだのしくみと自立に向けた介護		
(7) 移動・移乗に関連したころとからのだのしくみと自立に向けた介護		
(8) 食事に関連したころとからのだのしくみと自立に向けた介護		
(9) 入浴、清潔保持に関連したころとからのだのしくみと自立に向けた介護		

8 障害の理解		時間			8 障害の理解
			通学	通信	合計
(1) 同左					(1)
(2) 同左					(2)
(3) 同左					(3)
9 ころとからのだのしくみと生活支援技術					9 ころとからのだのしくみと生活支援技術
ア 基本知識の学習		時間			ア 基本知識の学習
		通学	通信	合計	
(1) 同左					(1)
(2) 同左					(2)
(3) 同左					(3)
イ 生活支援技術の講義・演習		時間			イ 生活支援技術の講義・演習
		通学	通信	合計	
(4) 同左					(4)
(5) 同左					(5)
(6) 同左					(6)
(7) 同左					(7)
(8) 同左					(8)
(9) 同左					(9)

改正後

8 障害の理解	3 時間
(1) 障害の基礎的理解	
(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	
(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	
9 ころとからのだのしくみと生活支援技術	75時間
ア 基本知識の学習	0～13時間
(1) 介護の基本的な考え方	
(2) 介護に関するころのしくみの基礎的理解	
(3) 介護に関するからのだのしくみの基礎的理解	
イ 生活支援技術の講義・演習	0～55時間
(4) 生活と家事	
(5) 快適な居住環境整備と介護	
(6) 整容に関連したころとからのだのしくみと自立に向けた介護	
(7) 移動・移乗に関連したころとからのだのしくみと自立に向けた介護	
(8) 食事に関連したころとからのだのしくみと自立に向けた介護	
(9) 入浴、清潔保持に関連したころとからのだのしくみと自立に向けた介護	

8 障害の理解	時間	8 障害の理解
(1)		(1)
(2)		(2)
(3)		(3)
9 ころとからのだのしくみと生活支援技術	時間	9 ころとからのだのしくみと生活支援技術
ア 基本知識の学習	時間	ア 基本知識の学習
(1)		(1)
(2)		(2)
(3)		(3)
イ 生活支援技術の講義・演習	時間	イ 生活支援技術の講義・演習
(4)		(4)
(5)		(5)
(6)		(6)
(7)		(7)
(8)		(8)
(9)		(9)

現行

別記第 1 号の 2 様式（介護職員初任者研修課程関係）

(10) 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護				(10) 同左			(10)
(11) 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護				(11) 同左			(11)
(12) 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護				(12) 同左			(12)
(実習)※（50～55時間中12時間以内）				(実習)※		時間	(実習)※
介護実習							
ホームヘルプサービス同行訪問							
在宅サービス提供現場見学							
ウ 生活支援技術演習	10～12時間			ウ 生活支援技術演習		時間	ウ 生活支援技術演習
					通学	通信	合計
(13) 介護過程の基礎的理解				(13) 同左			(13)
(14) 総合生活支援技術演習				(14) 同左			(14)
10 振り返り	4 時間			10 振り返り		時間	10 振り返り
					通学	通信	合計
(1) 振り返り				(1) 同左			(1)
(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修				(2) 同左			(2)
追加カリキュラム	時間						
計	（ 130 時間 ）			計	（ 時間 ）		

改正後

※「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」内で実習を行う場合、1 2 時間以内とする。

別記第 1 号の 2 様式（介護職員初任者研修課程関係）

(10) 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護				(10)
(11) 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護				(11)
(12) 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護				(12)
(実習)※（50～55時間中12時間以内）			時間	(実習)※
介護実習				
ホームヘルプサービス同行訪問				
在宅サービス提供現場見学				
ウ 生活支援技術演習	0～12時間		時間	ウ 生活支援技術演習
				(13)
(13) 介護過程の基礎的理解				(14)
(14) 総合生活支援技術演習				
10 振り返り	4 時間		時間	10 振り返り
				(1)
(1) 振り返り				(2)
(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修				
追加カリキュラム				
計	（ 130 時間 ）		計	（ 時間 ）

現行

※「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」内で実習を行う場合、1 2 時間以内とする。

別記第 1 号の 2 様式（生活援助従業者研修課程関係）

研修カリキュラム表（生活援助従業者研修課程 通学・通信）

事業者名：

※実施方法については、「実施要綱」別紙 3「各項目の到達目標、評価、内容」を網羅した内容とすること。

研修カリキュラム（実施要綱別紙 1）			
講義・演習（実習）			
1 職務の理解	2 時間		
		(1) 多様なサービスの理解	
		(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	
2 介護における尊厳の保持・自立支援	6 時間		
		(1) 人権と尊厳を支える介護	
		(2) 自立に向けた介護	
3 介護の基本	4 時間		
		(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	
		(2) 介護職の職業倫理	
介護における安全の確保とリスクマネジメント			
(4) 介護職の安全			

改正後

別記第 1 号の 2 様式（生活援助従業者研修課程関係）

研修カリキュラム表（生活援助従事者研修課程 通学・通信）

事業者名：

※実施方法については、「実施要綱」別紙 3「各項目の到達目標、評価、内容」を網羅した内容とすること。

研修カリキュラム（実施要綱別紙 1）			
講義・演習（実習）			
1 職務の理解	2 時間		
		(1) 多様なサービスの理解	
		(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	
2 介護における尊厳の保持・自立支援	6 時間		
		(1) 人権と尊厳を支える介護	
		(2) 自立に向けた介護	
3 介護の基本	4 時間		
		(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	
		(2) 介護職の職業倫理	
介護における安全の確保とリスクマネジメント			
(4) 介護職の安全			

現行

別紙

別記第 1 号の 2 様式（生活援助従業者研修課程関係）

4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携		3 時間
	(1) 介護保険制度		
	(2) 障害福祉制度及びその他制度		
	医療との連携とリハビリテーション		
5	介護におけるコミュニケーション技術		6 時間
	(1) 介護におけるコミュニケーション		
	(2) 介護におけるチームのコミュニケーション		
6	老化の理解		6 時間
	(1) 老化に伴うところからだの変化と日常		
	(2) 高齢者と健康		
7	認知症の理解		3 時間
	(1) 認知症を取り巻く状況		
	(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理		
	(3) 認知症に伴うところからだの変化と日常生活		
	(4) 家族への支援		

4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携		時間	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携
		通学	通信	
			合計	
	(1) 同左			
	(2) 同左			5 介護におけるコミュニケーション技術
5	介護におけるコミュニケーション技術		時間	5 介護におけるコミュニケーション技術
		通学	通信	
			合計	
	(1) 同左			
	(2) 同左			6 老化の理解
6	老化の理解		時間	6 老化の理解
		通学	通信	
			合計	
	(1) 同左			
	(2) 同左			7 認知症の理解
7	認知症の理解		時間	7 認知症の理解
		通学	通信	
			合計	
	(1) 同左			
	(2) 同左			8 認知症の理解
	(3) 同左			9 認知症の理解
	(4) 同左			10 認知症の理解

改正後

別記第 1 号の 2 様式（生活援助従業者研修関係）

4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携		3 時間
	(1) 介護保険制度		
	(2) 障害福祉制度及びその他制度		
	(3) 医療との連携とリハビリテーション		
5	介護におけるコミュニケーション技術		6 時間
	(1) 介護におけるコミュニケーション		
	(2) 介護におけるチームのコミュニケーション		
6	老化の理解		6 時間
	(1) 老化に伴うところからだの変化と日常		
	(2) 高齢者と健康		
7	認知症の理解		3 時間
	(1) 認知症を取り巻く状況		
	(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理		
	(3) 認知症に伴うところからだの変化と日常生活		
	(4) 家族への支援		

4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携		時間	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携
		通学	通信	
			合計	
	(1)			
	(2)			5 介護におけるコミュニケーション技術
5	介護におけるコミュニケーション技術		時間	5 介護におけるコミュニケーション技術
		通学	通信	
			合計	
	(1)			
	(2)			6 老化の理解
6	老化の理解		時間	6 老化の理解
		通学	通信	
			合計	
	(1)			
	(2)			7 認知症の理解
7	認知症の理解		時間	7 認知症の理解
		通学	通信	
			合計	
	(1)			
	(2)			8 認知症の理解
	(3)			9 認知症の理解
	(4)			10 認知症の理解

現行

8 障害の理解		3 時間
(1) 障害の基礎的理解		
障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識		
(2) 家族の心理、かかわり支援の理解		
9 ところとからだのしくみと生活支援技術		24 時間
ア 基本知識の学習	7	時間（目安）
(1) 介護の基本的な考え方		
(2) 介護に関するところのしくみの基礎的理解		
(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解		
イ 生活支援技術の講義・演習		14 時間（目安）
(4) 生活と家事		
(5) 快適な居住環境整備と介護		
移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護（※移動・移乗に関連した実習2時間を除く）		
(6) 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
(7) 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
(8) 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護		

8 障害の理解				時間		8 障害の理解	
		通学	通信	合計			
(1) 同左					(1)		
(2) 同左					(2)		
(3) 同左					(3)		
9 ところとからだのしくみと生活支援技術				時間		9 ところとからだのしくみと生活支援技術	
ア 基本知識の学習		時間		ア 基本知識の学習			
		通学	通信	合計			
(1) 同左					(1)		
(2) 同左					(2)		
(3) 同左					(3)		
イ 生活支援技術の講義・演習				時間		イ 生活支援技術の講義・演習	
		通学	通信	合計			
(4) 同左					(4)		
(5) 同左					(5)		
(6) 同左					(6)		
(7) 同左					(7)		
(8) 同左					(8)		
(9) 同左					(9)		

改正後

8 障害の理解		3 時間
(1) 障害の基礎的理解		
(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識		
(3) 家族の心理、かかわり支援の理解		
9 ところとからだのしくみと生活支援技術	24時間	
ア 基本知識の学習	7 時間（目安）	
(1) 介護の基本的な考え方		
(2) 介護に関するところのしくみの基礎的理解		
(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解		
イ 生活支援技術の講義・演習	14時間（目安）	
(4) 生活と家事		
(5) 快適な居住環境整備と介護		
(6) 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護（※移動・移乗に関連した実習 2 時間を除く）		
(7) 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
(8) 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
(9) 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護		

8 障害の理解		時間		8 障害の理解	
	(1)				(1)
	(2)				(2)
	(3)				(3)
9 ところとからだのしくみと生活支援技術		時間		9 ところとからだのしくみと生活支援技術	
ア 基本知識の学習		時間		ア 基本知識の学習	
	(1)				(1)
	(2)				(2)
	(3)				(3)
イ 生活支援技術の講義・演習		時間		イ 生活支援技術の講義・演習	
	(4)				(4)
	(5)				(5)
	(6)				(6)
	(7)				(7)
	(8)				(8)
	(9)				(9)

現行

別記第 1 号の 2 様式（生活援助従業者研修課程関係）

(実習)※（24時間中5時間以内） (必須) 移動・移乗に関連した実習2時間 (任意)ホームヘルプサービス同行訪問（3時間以内）				(実習)※	
ウ 生活支援技術演習3時間（目安）		ウ 生活支援技術演習		ウ 生活支援技術演習	
(10) 介護過程の基礎的理解		通学通信合計		(10)	
10 振り返り2時間		10 振り返り		10 振り返り	
(1) 振り返り		通学通信合計		(1)	
(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修				(2)	
追加カリキュラム時間					
計（59時間）		計（時間）			

改正後

別記第 1 号の 2 様式（生活援助従業者研修関係）

(実習)※（24時間中5時間以内） (必須) 移動・移乗に関連した実習2時間 (任意)ホームヘルプサービス同行訪問（3時間以内）				(実習)※	
ウ 生活支援技術演習3時間（目安）		ウ 生活支援技術演習		ウ 生活支援技術演習	
(10) 介護過程の基礎的理解				(10)	
10 振り返り2時間		10 振り返り		10 振り返り	
(1) 振り返り		通学通信合計		(1)	
(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修				(2)	
追加カリキュラム時間					
計（59時間）		計（時間）			

現行

事業者名:

区 分	会 場 名	研修時 借上げ	所 在 地	研修の 定員 名	広 さ ㎡	1人当たり 面積 ㎡	会場見取図 の提出状況 1 提出済・2 今回提出 (1 か 2 を記載する)
講義会場 (演習のうち 講義形式 で行うもの を含む)							
演習会場							

※ 研修の定員欄は、介護員養成研修で使用する場合の定員を記載してください。複数回研修を予定し、研修ごとに定員が異なる場合は、もっとも多い人数（ただし、４０人以内）を記載してください。

※ 研修時借上げ欄は、研修を実施するに際し、その都度会場を借上げることが必要な会場に○印をつけてください。
なお、その会場を使用し研修を行うときは、研修指定申請時に使用承諾が必要となります。

※ 会場見取図の提出状況欄の「1 提出済」とは、当該会場について以前に会場見取図が提出済みの場合であり、新たに会場を追加する場合又は会場の定員やレイアウトを変更する場合は「2 今回提出」とし、会場見取図の提出が必要となります。

改正後

事業者名:

区 分	会 場 名	研修時 借上げ	所 在 地	研修の定員 名	広 さ ㎡	会場見取図の提出状況 1 提出済・2 今回提出 (1 か 2 を記載する)
講義会場 (演習のうち 講義形式 で行うもの を含む)						
演習会場						

※研修の定員欄は、介護員養成研修で使用する場合の定員を記載してください。複数回研修を予定し、研修ごとに定員が異なる場合は、もっとも多い人数（ただし、４０人以内）を記載してください。

※ 研修時借上げ欄は、研修を実施するに際し、その都度会場を借上げることが必要な会場に○印をつけてください。
なお、その会場を使用し研修を行うときは、研修指定申請時に使用承諾が必要となります。

※ 会場見取図の提出状況欄の「1 提出済」とは、当該会場について以前に会場見取図が提出済みの場合であり、新たに会場を追加する場合又は会場の定員やレイアウトを変更する場合は「2 今回提出」とし、会場見取図の提出が必要となります。

現行

別紙

改正後

別記第1号の4様式（現行のとおり）

別記第1号の5様式(介護職員初任者研修課程関係)

講師一覧（介護職員初任者研修課程 通学・通信）

事業者名：

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
講師名	介護職の仕事内容や働く現場の理解	人権と尊厳を支える介護	介護職の役割、専門性と多様種との連携	介護職の安全	介護職における安全の確保とリスクマネジメント	介護職の職業倫理	介護職の業務	介護職の業務	介護職の業務	介護職の業務
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

※ 各講師の担当科目について、講師履歴（別記第1号の6様式）の提出状況を記入してください。（●…提出済、○…今回提出、△…今回以降削除）

現行

別記第1号の4様式（略）

別記第1号の5様式(介護職員初任者研修課程関係)

講師一覧（介護職員初任者研修課程 通学・通信）

事業者名：

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
講師名	介護職の仕事内容や働く現場の理解	人権と尊厳を支える介護	介護職の役割、専門性と多様種との連携	介護職の安全	介護職における安全の確保とリスクマネジメント	介護職の職業倫理	介護職の業務	介護職の業務	介護職の業務	介護職の業務
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										

※ 各講師の担当科目について、講師履歴（別記第1号の6様式）の提出状況を記入してください。（「1」…提出済、「2」…今回提出）

別記第1号の5様式(生活援助従事者研修課程関係)

講師一覧 (生活援助従事者研修課程 通学・通信)

事業者名：_____

年 月 日現在

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
講師名	(1) 多様なサービスの理解	(2) 人権と尊厳を支える介護職の仕事内容や働く現場の理	(1) 介護職の役割、専門性と多様種との連携	(2) 介護職における安全の確保とリスクマネジメント	(1) 介護職の安全	(2) 介護職の職業倫理	(1) 介護職の役割、専門性と多様種との連携	(2) 介護職における安全の確保とリスクマネジメント	(1) 介護職の安全	(2) 介護職の職業倫理
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										

改正後

別記第1号の6様式 (別紙) (介護職員初任者研修課程関係) (現行のとおり)

別記第1号の6様式 (別紙) (生活援助従事者研修課程関係) (現行のとおり)

別記第1号の6様式(生活援助従事者研修課程関係)

講師一覧 (生活援助従事者研修課程 通学・通信)

事業者名：_____

年 月 日現在

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
講師名	(1) 多様なサービスの理解	(2) 人権と尊厳を支える介護職の仕事内容や働く現場の理	(1) 介護職の役割、専門性と多様種との連携	(2) 介護職における安全の確保とリスクマネジメント	(1) 介護職の安全	(2) 介護職の職業倫理	(1) 介護職の役割、専門性と多様種との連携	(2) 介護職における安全の確保とリスクマネジメント	(1) 介護職の安全	(2) 介護職の職業倫理
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										

現行

別記第1号の6様式 (略)

別記第1号の6様式 (別紙) (介護職員初任者研修課程関係) (略)

別記第1号の6様式 (別紙) (生活援助従事者研修課程関係) (略)

別記第1号の6様式(生活援助従事者研修課程関係)

講師一覧 (生活援助従事者研修課程 通学・通信)

事業者名：_____

年 月 日現在

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
講師名	(1) 多様なサービスの理解	(2) 人権と尊厳を支える介護職の仕事内容や働く現場の理	(1) 介護職の役割、専門性と多様種との連携	(2) 介護職における安全の確保とリスクマネジメント	(1) 介護職の安全	(2) 介護職の職業倫理	(1) 介護職の役割、専門性と多様種との連携	(2) 介護職における安全の確保とリスクマネジメント	(1) 介護職の安全	(2) 介護職の職業倫理
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										

別紙

※各講師の担当科目について、講師履歴(別記第1号の6様式)の提出状況を記入してください。(「1」…提出済、「2」…今回提出)

改正後	現行
別記第 1 号の 7 様式 就 任 承 諾 書 東 京 都 知 事 殿 私は、東京都知事が指定した、 _____ が主催する _____ 課程 (____ 形式) の講師として、 _____ 年 月 日から就任することを承諾いたします。 年 月 日 氏名 _____ 別記第 1 号の 8 様式（介護職員初任者研修課程関係） （現行のとおり） 別記第 1 号の 8 様式（生活援助従事者研修課程関係） （現行のとおり）	別記第 1 号の 7 様式 就 任 承 諾 書 東 京 都 知 事 殿 私は、東京都知事が指定した、（事業者名）が主催する _____ 課程（ 形 式）の講師として、 _____ 年 月 日から就任することを承諾いたします。 年 月 日 氏名 （ 承 諾 者 署 名 ） 別記第 1 号の 8 様式（介護職員初任者研修課程関係） （略） 別記第 1 号の 8 様式（生活援助従事者研修課程関係） （略）

改正後

現行

別記第 1 号の 9 様式（介護職員初任者研修課程関係）

別記第 1 号の 9 様式（介護職員初任者研修課程関係）

実 習 承 諾 届 出 書

実 習 承 諾 届 出 書

東 京 都 知 事 殿

東 京 都 知 事 殿

所在地

所在地

名称

名称

代表者職名

代表者職名

氏名

氏名

（代表者印）

_____が実施する、_____年度開講の介護職員初任者研修課程（通学・通信）

_____研修事業者名称_____が実施する、_____年度開講の介護職員初任者研修課程（通学・通信）

受講者の実習受入れについて、下記のとおり承諾したことを届出します。

受講者の実習受入れについて、下記のとおり承諾したことを届出します。

なお、実習者の受け入れを行う下記の施設については、直近 3 か年において都又は区市町村が行う
監査等を受けていないことを併せて届出します。

実習の区分	介護実習	ホームヘルプサービス同行訪問	在宅サービス提供現場見学
施設の種類別 (該当に○印)	法に基づく	法に基づく	法に基づく
	【_____】	【_____】	【_____】
施設の種類			
施設の名称			
所 在 地			
受入れ期間	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
受入れ人数			
受入れ条件			
実 習 受 入 担 当 者 名			
そ の 他			

※受入れ条件（1 日 5 人など）があれば記入してください

実習の区分	介護実習	ホームヘルプサービス同行訪問	在宅サービス提供現場見学
施設の種類 (該当に○印)	・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム） ・その他（ ）	・訪問介護事業所 ・その他（ ）	・通所介護事業所 ・通所リハビリテーション事業所 ・訪問看護（ステーションを含む） ・訪問入浴 ・その他（ ）
施設の名称			
施設の開設 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
福祉サービス 第三者評価 受審の有無	有 ・ 無 ・ 対象外	有 ・ 無 ・ 対象外	有 ・ 無 ・ 対象外
所 在 地			
受入れ期間	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
受入れ人数			
受入れ条件			
実 習 受 入 担 当 者 名			
そ の 他			

※受入れに条件（1 日 5 人など）があれば記入してください

改正後

現行

別記第 1 号の 9 様式（生活援助従事者研修課程関係）

別記第 1 号の 9 様式（生活援助従事者研修課程関係）

実 習 承 諾 届 出 書

実 習 承 諾 届 出 書

東 京 都 知 事 殿

東 京 都 知 事 殿

所在地

所在地

名称

名称

代表者職名

代表者職名

氏名

氏名

（代表者印）

_____が実施する、_____年度開講の生活援助従事者研修課程（通学・通信）

_____研修事業者名称_____が実施する、_____年度開講の生活援助従事者研修課程（通学・通信）

受講者の実習受入れについて、下記のとおり承諾したことを届出します。

受講者の実習受入れについて、下記のとおり承諾したことを届出します。

なお、実習者の受け入れを行う下記の施設については、直近 3 か年において都又は区市町村が行う
監査等を受けていないことを併せて届出します。

実習の区分	移動・移乗に関する研修	ホームヘルプサービス同行訪問
施設の種類別	_____法に基づく 【_____】	_____法に基づく 【_____】
施設の名称		
所 在 地		
受入れ期間	_____年 月 ～ _____年 月	_____年 月 ～ _____年 月
受入れ人数		
受入れ条件		
実 習 受 入 担 当 者 名		
そ の 他		

※受入れ条件（1 日 5 人など）があれば記入してください

実習の区分	移動・移乗に関する研修	ホームヘルプサービス同行訪問
施設の種類別 （施設種別を記入、 又は該当に○印）		・訪問介護事業所 ・その他（ ）
施設の名称		
施設の開 設 年 月 日	_____年 月 日	_____年 月 日
福祉サービス 第三者評価 受審の有無	有 ・ 無 ・ 対象外	有 ・ 無 ・ 対象外
所 在 地		
受 入 れ 期 間	_____年 月 ～ _____年 月	_____年 月 ～ _____年 月
受 入 れ 人 数		
受 入 れ 条 件		
実 習 受 入 担 当 者 名		
そ の 他		

※受入れに条件（1 日 5 人など）があれば記入してください

改正後

現行

別記第 2 号様式

東京都介護員養成研修事業者指定通知書

番
年 月 日

申請者の所在地
申請事業者名
代表者職氏名

東京都知事

年 月 日付けで申請のあった東京都介護員養成研修事業者指定申請について
は、下記のとおり指定することと決定したので、通知します。

記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 事業者名
- 3 事業者番号
- 4 課程及び形式 課程（通学・通信）

別記第 2 号様式

東京都介護員養成研修事業者指定通知書

番
年 月 日

（申請者の所在地、事業者名及び代表者名）

東京都知事 印

年 月 日付けで申請のあった東京都介護員養成研修事業者指定申請について
は、下記のとおり指定することと決定したので、通知します。

記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 事業者名
- 3 事業者番号
- 4 課程及び形式 課程（通学・通信）

改正後

現行

別記第2号の2様式

別記第2号の2様式

東京都介護員養成研修事業者不指定通知書

東京都介護員養成研修事業者不指定通知書

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

申請者の所在地
申請事業者名
代表者職氏名

(申請者の所在地、事業者名及び代表者名)

東京都知事

東京都知事

印

年 月 日付けで申請のあった東京都介護員養成研修事業者指定申請については、下記のとおり指定しないことと決定したので、通知します。

年 月 日付けで申請のあった東京都介護員養成研修事業者指定申請については、下記のとおり指定しないことと決定したので、通知します。

記

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 理由 東京都介護員養成研修事業者指定要領2（ ）に該当しないため。

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 理由 東京都介護員養成研修事業者指定要領2（ ）に該当しないため。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することが出来なくなります。）。

改正後

現行

別記第 3 号様式

東京都介護員養成研修事業指定申請書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名
事業者番号

東京都介護員養成研修事業者指定要領 6 二（１）に基づき研修事業を実施したいので、下記のとおり必要書類を添付して申請します。

記

- 1 課程及び形式
課程（通学・通信）
- 2 研修期間
年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
(募集開始年月日 年 月 日)
- 3 研修会場
(1) 講義
(2) 演習
- 4 定員 名
- 5 対象者
- 6 研修日程表 別添のとおり
- 7 募集広告等 別添のとおり

別記第 3 号様式

東京都介護員養成研修事業指定申請書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名
事業者番号

(代表者印)

東京都介護員養成研修事業者指定要領 6（１）に基づき研修事業を実施したいので、下記のとおり必要書類を添付して申請します。

記

- 1 課程及び形式
課程（通学・通信）
- 2 研修期間
年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
(募集開始年月日 年 月 日)
- 3 研修会場
(1) 講義
(2) 演習
- 4 定員 名
- 5 対象者
- 6 研修日程表 別添のとおり
- 7 募集広告等 別添のとおり

改正後

現行

別記第 3 号の 5 様式

別記第 3 号の 5 様式

科目別レポートの提出期限

科目別レポートの提出期限

事業者名：_____

事業者名：_____

研修期間：_____から_____第 回

研修期間：_____年 月 日～_____年 月 日第 回

スクーリングにおける各項目の履修日又は開始日				
1	9ア	9イ	9ウ	10
履修日	開始日	開始日	開始日	開始日

提出回	項目・科目番号及び科目名	科目ごとの提出期限
第 回		年 月 日
第 回		年 月 日
第 回		年 月 日
レポート提出最終締切日		年 月 日

提出回	項目・科目番号及び科目名	講習 時間数	科目ごとの提出期限
第 回			
第 回			
第 回			
レポート提出最終締切日			

※ レポート提出最終締切日とは、再提出期間も考慮した締切日です。

※ レポート提出最終締切日とは、再提出も含めた締切日です。

改正後

現行

別記第4号様式

東京都介護員養成研修事業指定決定通知書

番 号
年 月 日

申請者の所在地
申請事業者名
代表者職氏名
事業者番号

東京都知事

年 月 日付けで申請のあった研修事業については、下記のとおり指定することと決定したので、通知します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
- 3 指定年月日 年 月 日

別記第4号様式

東京都介護員養成研修事業指定決定通知書

番 号
年 月 日

（申請者の所在地、事業者名及び代表者名
並びに事業者番号）

東京都知事 印

年 月 日付けで申請のあった研修事業については、下記のとおり指定することと決定したので、通知します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
- 3 指定年月日 年 月 日

改正後	現行
別記第 4 号の 2 様式 東京都介護員養成研修事業不指定決定通知書 番 号 年 月 日 申請者の所在地 申請事業者名 代表者職氏名 事業者番号 東京都知事 年 月 日付けで申請のあった研修事業については、下記のとおり指定しないことと決定したので、通知します。 記 1 課程及び形式 課程（通学・通信） 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回） 3 理由	別記第 4 号の 2 様式 東京都介護員養成研修事業不指定決定通知書 番 号 年 月 日 <u>（申請者の所在地、事業者名及び代表者名 並びに事業者番号）</u> 東京都知事 印 年 月 日付けで申請のあった研修事業については、下記のとおり指定しないことと決定したので、通知します。 記 1 課程及び形式 課程（通学・通信） 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回） 3 理由

改正後

現行

別記第6号様式

東京都介護員養成研修事業実績報告書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名
事業者番号

年 月 日付 第 号により指定された研修が修了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
- 3 定員 名
- 4 受講者及び修了者
- （1）受講者 名
- （2）修了者 名（別紙修了者名簿のとおり）
- （3）未修了者 名（内訳：辞退者 名、補講者 名）
- 5 実習の実施 有 ・ 無
- 6 修了年月日 年 月 日
- 7 添付書類

東京都介護員養成研修修了者名簿（別記第6号の3様式）

8 担当者連絡先

- （1）担当部署
- （2）担当者氏名
- （3）メールアドレス
- （4）電話

別記第6号様式

東京都介護員養成研修事業実績報告書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名 （代表者印）
事業者番号

年 月 日付 第 号により指定された研修が修了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
- 3 定員 名
- 4 受講者及び修了者
- （1）受講者 名
- （2）修了者 名（別紙修了者名簿のとおり）
- （3）未修了者 名（内訳：辞退者 名、補講者 名）
- 5 実習の実施 有 ・ 無
- 6 修了年月日 年 月 日
- 7 添付書類
- （1）東京都介護員養成研修修了者名簿（別記第6号の3様式）
- （2）研修講師の出講確認書（別記第6号の4様式）
※（2）については、指定を受けた研修日程表（別記第3号の2様式）または通学研修分日程表（別記第3号の4様式）に講師が出講の都度押印したものに代えることができる。
- （3）実習修了確認書（別記第6号の5様式）
※介護職員初任者研修課程において、実習を実施していない場合は不要。
- （4）研修生満足度調査情報（アンケート等を集約したもの・研修実施後の自己評価）
- （5）事業者又は事業所の研修実施後の自己評価
- （6）修了証明書の写し（1人分）

8 担当者連絡先

担当部署

担当者氏名 電話

改正後

現行

別記第6号の2様式

東京都介護員養成研修事業実績報告書（補講者分）

年 月 日

東京都知事 殿

所在地

事業者名

代表者職氏名

事業者番号

年 月 日付けで提出した東京都介護員養成研修事業実績報告書（別記第6号様式）
の補講者について、下記のとおり報告します。

記

1 課程及び形式

課程（通学・通信）

2 研修期間

年 月 日から 年 月 日まで（第 回）

3 修了者及び辞退者

(1) 修了者

名（別紙修了者名簿のとおり）

(2) 辞退者

名

4 修了年月日

年 月 日

5 添付書類

東京都介護員養成研修事業修了者名簿（別記第6号の3様式）※本報告書の修了者のみ

6 担当者連絡先

(1) 担当部署

(2) 担当者氏名

(3) メールアドレス

(4) 電話

別記第6号の2様式

東京都介護員養成研修事業実績報告書（補講者分）

年 月 日

東京都知事 殿

所在地

事業者名

代表者職氏名

事業者番号

(代表者印)

年 月 日付けで提出した東京都介護員養成研修事業実績報告書（別記第6号様式）
の補講者について、下記のとおり報告します。

記

1 課程及び形式

課程（通学・通信）

2 研修期間

年 月 日から 年 月 日まで（第 回）

3 修了者及び辞退者

(1) 修了者

名（別紙修了者名簿のとおり）

(2) 辞退者

名

4 修了年月日

年 月 日

5 添付書類その他

(1) 東京都介護員養成研修事業修了者名簿（別記第6号の3様式）※本報告書の修了者のみ(2) 実習修了確認書（別記第6号の5様式）※補講で実習を実施した場合のみ

6 担当者連絡先

担当部署

担当者氏名

電話

改正後

現行

別記第 6 号の 3 様式

東京都介護員養成研修事業修了者名簿

事業者名					事業者番号：	
課程名					形式	
No.	修了証明書の 修了者番号	氏名	フリガナ	生年月日	修了年月日（修了証明 書の発行月日）	備考
*	20-000001	東京 一郎	トウキョウ イチロウ	S46/12/7	R2/6/30	記載例
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

東京都介護員養成研修事業修了者名簿

事業 者 名									
事業 者 番 号		介護職員初任者研修課程・生活援助従事者研修課程				通学・通信			
No.	修了証明書の修了者番号	氏 名	フリガナ	郵便番号 ※〒は入力不要	住 所	生年月日	性別 1 男 2 女	修了年 書 の 発 行 月 日	備考
例	18-000001	東京 一郎	トウキョウ イチロウ	163-0001	東京都西新宿一丁目1番〇号 〇号	S43/9/11	1	H30/7/24	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									

別記第 6 号の 3 様式

改正後

別記第6号の3様式

東京都介護員養成研修事業修了者名簿

事業者名					事業者番号：	
課程名					形式	
No.	修了証明書の 修了者番号	氏名	フリガナ	生年月日	修了年月日（修了証明 書の発行月日）	備考
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

現行

別記第6号の3様式

東京都介護員養成研修事業修了者名簿

[illegible]

改正後

(削除)

現行

別記第6号の3様式

東京都介護員養成研修事業修了者名簿

事業 者 名									
事業 者 番 号				介 護 職 員 初 任 者 研 修 課 程 ・ 生 活 援 助 従 事 者 研 修 課 程				通 学 ・ 通 信	
No.	修 了 証 明 書 の 修 了 者 番 号	氏 名	フリ ガ ナ	郵便 番 号 ※〒は入力不要	住 所	生 年 月 日	性別 1 男 2 女	修 了 年 月 日 (修 了 証 明 書 の 発 行 月 日)	備 考
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

改正後

別記第6号の4様式

研修講師出講確認書

事業者名: _____

研修期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 第 回

[illegible]

現行

別記第6号の4様式

研修講師出講確認書

事業者名: _____

研修期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 第 回

[illegible]

改正後	現行
別記第 6 号の 5 様式（介護職員初任者研修課程）（略）	別記第 6 号の 5 様式（介護職員初任者研修課程）（現行のとおり）
別記第 6 号の 5 様式（生活援助従事者研修課程）（略）	別記第 6 号の 5 様式（生活援助従事者研修課程）（現行のとおり）
別記第 7 号様式	別記第 7 号様式
東京都介護員養成研修事業休止・再開届	東京都介護員養成研修事業休止・再開届
年 月 日	年 月 日
東京都知事 殿	東京都知事 殿
所在地 事業者名 代表者職氏名 事業者番号	所在地 事業者名 代表者職氏名 事業者番号
（代表者印）	
下記のとおり事業を休止・再開したいので、東京都介護員養成研修事業者指定要領 1 4 の規定に基づき届けます。	下記のとおり事業を休止・再開したいので、東京都介護員養成研修事業者指定要領 1 4 の規定に基づき届けます。
記	記
1 課程及び形式 課程（通学・通信）	1 課程及び形式 課程（通学・通信）
2 休止年度 年度	2 休止年度 年度
3 再開年月日 年 月 日	3 再開年月日 年 月 日
4 理由	4 理由
5 その他提出書類（再開の場合のみ） 「東京都介護員養成研修事業指定申請書」及び必要書類	5 その他提出書類（再開の場合のみ） 「東京都介護員養成研修事業指定申請書」及び必要書類
6 担当者連絡先	6 担当者連絡先
(1) 連絡先住所	連絡先住所
(2) 担当部署	担当部署
(3) 担当者氏名	担当者氏名
(4) メールアドレス	
(5) 電話	電話

改正後

現行

別記第 8 号様式

別記第 8 号様式

東京都介護員養成研修事業休止届受理通知書

東京都介護員養成研修事業休止届受理通知書

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

申請者の所在地
申請事業者名
代表者職氏名
事業者番号

(届出者の所在地、事業者名及び代表者名
並びに事業者番号)

東京都知事

東京都知事 印

年 月 日付けで届出があった下記研修事業の休止については、これを受理したので通知します。

なお、年 3 月末までに研修を開講しない場合には、東京都介護員養成研修事業者指定要領（以下「指定要領」という。）15 (4) に基づき事業を廃止したものとみなし、事業者としての指定は廃止します。

また、研修事業を再開する場合には、指定要領 6 (1) に基づき募集を開始する 2 か月前までに「東京都介護員養成研修事業指定申請書」及び事業に関する必要書類を知事宛提出し、指定を受けて実施することが必要です。

年 月 日付けで届出があった下記研修事業の休止については、これを受理したので通知します。

なお、年 3 月末までに研修を開講しない場合には、東京都介護員養成研修事業者指定要領（以下「指定要領」という。）15 の (4) に基づき事業を廃止したものとみなし、事業者としての指定は廃止します。

また、研修事業を再開する場合には、指定要領 6 の (1) に基づき募集を開始する 2 か月前までに「東京都介護員養成研修事業指定申請書」及び事業に関する必要書類を知事宛提出し、指定を受けて実施することが必要です。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 休止年度 年度

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 休止年度 年度

改正後	現行
別記第 9 号様式 東京都介護員養成研修事業廃止届 年 月 日 東京都知事 殿 所在地 事業者名 代表者職氏名 事業者番号 下記のとおり事業を廃止したいので、東京都介護員養成研修事業者指定要領 1 5 (1) に基づき届け出ます。 記 1 課程及び形式 課程 (通学・通信) 2 廃止年月日 年 月 日 3 理由 4 修了者名簿の引継先 (1) 事業者名 (2) 事業者番号 (3) 所在地 (4) 電話 5 担当者連絡先 (1) 連絡先住所 (2) 担当部署 (3) 担当者氏名 (4) メールアドレス (5) 電話	別記第 9 号様式 東京都介護員養成研修事業廃止届 年 月 日 東京都知事 殿 所在地 事業者名 代表者職氏名 事業者番号 (代表者印) 下記のとおり事業を廃止したいので、東京都介護員養成研修事業者指定要領 1 5 (1) に基づき届け出ます。 記 1 課程及び形式 課程 (通学・通信) 2 廃止年月日 年 月 日 3 理由 4 修了者名簿の引継先 事業者名 事業者番号 所在地 電話 5 担当者連絡先 連絡先住所 担当部署 担当者氏名 電話

改正後

現行

別記第10号様式

東京都介護員養成研修事業廃止届受理通知書

番 号
年 月 日

申請者の所在地
申請事業者名
代表者職氏名
事業者番号

東京都知事

年 月 日付けで届出があった下記研修事業の廃止については、これを受理したの
で通知します。
なお、廃止届の受理に伴い、事業者の指定は廃止します。

記

1 課程及び形式 課程（通学・通信）

2 廃止年月日 年 月 日

別記第10号様式

東京都介護員養成研修事業廃止届受理通知書

番 号
年 月 日

（申請者の所在地、事業者名及び代表者名
並びに事業者番号）

東京都知事 印

年 月 日付けで届出があった下記研修事業の廃止については、これを受理し
たので通知します。
なお、廃止届の受理に伴い、事業者の指定は廃止します。

記

1 課程及び形式 課程（通学・通信）

2 廃止年月日 年 月 日

改正後

現行

別記第 1 1 号様式

東京都介護員養成研修事業廃止通知書

番 号
年 月 日

申請者の所在地
申請事業者名
代表者職氏名
事業者番号

東京都知事

年 月 日付けで指定した下記研修事業については、東京都介護員養成研修事業者
指定要領 1 5 (4) の規定に基づき事業を廃止したものとみなし、これを通知します。
なお、これに伴い事業者の指定は廃止します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 廃止年月日 年 月 日

別記第 1 1 号様式

東京都介護員養成研修事業廃止通知書

番 号
年 月 日

(申請者の所在地、事業者名及び代表者名
並びに事業者番号)

東京都知事 印

年 月 日付けで指定した下記研修事業については、東京都介護員養成研修事
業者指定要領 1 5 の (4) の規定に基づき事業を廃止したものとみなし、これを通知します。
なお、これに伴い事業者の指定は廃止します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 廃止年月日 年 月 日

改正後

現行

別記第 1 2 号様式

別記第 1 2 号様式

(表 面)

(表 面)

	東京都介護員養成研修事業 検査証 (東京都介護員養成研修 事業者指定要領 1 6 関係)
--	--

	東京都介護員養成研修事業 検査証 (東京都介護員養成研修 事業者指定要領 1 6 関係)
--	--

(裏 面)

(裏 面)

第 号 年 月 日交付 東京都知事 所属 職 氏名	東京都介護員養成研修事業者指定要領 (抜粋) 1 6 調査及び指導等 (1) 知事は、事業者として指定を受けようとする者及び事業者に対して、必要があると認めるときは、事業者及び研修事業の実施状況等について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。 (2) 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。 (3) (1) に規定する実地に調査を行う場合については、所管課の職員は身分を証する検査証(別記第 1 2 号様式)を携帯するものとする。
--	--

第 号 年 月 日交付 東京都知事 印 所属 職 氏名	東京都介護員養成研修事業者指定要領 (抜粋) 1 6 調査及び指導等 (1) 知事は、事業者として指定を受けようとする者及び事業者に対して、必要があると認めるときは、事業者及び研修事業の実施状況等について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。 (2) 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。 (3) (1) に規定する実地に調査を行う場合については、所管課の職員は身分を証する検査証(別記第 1 2 号様式)を携帯するものとする。
---	--

改正後

現行

別記第13号様式

別記第13号様式

東京都介護員養成研修事業者指定取消通知書

東京都介護員養成研修事業者指定取消通知書

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

申請者の所在地
申請事業者名
代表者職氏名
事業者番号

(事業者の所在地、事業者名及び代表者名
並びに事業者番号)

東京都知事

東京都知事

印

東京都介護員養成研修事業実施要綱12及び東京都介護員養成研修事業者指定要領4に基づき、
年 月 日付（事業者番号 ）で指定した東京都介護員養成研修事業者の指定
については、下記によりこれを取り消すことと決定したので通知します。

東京都介護員養成研修事業実施要綱12及び東京都介護員養成研修事業者指定要領4に基づ
き、 年 月 日付（事業者番号 ）で指定した東京都介護員養成研修事業
者の指定については、下記によりこれを取り消すこととしたので通知します。

記

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 取消年月日 年 月 日
- 3 取消の理由 東京都介護員養成研修事業者指定要領17（1）に該当するため。

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 取消年月日 年 月 日
- 3 取消の理由 東京都介護員養成研修事業者指定要領17の（1）に該当するため。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することが出来なくなります。）。